

石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 37 号）

目 次

規 則	
○石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（総務課）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）	3
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（少子化対策監室）	5
○石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則（産業政策課）	5
○金沢競馬場厩舎及び宿舍管理規則の一部を改正する規則（競馬業務課）	6

規 則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十三年石川県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

一 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事及び会計監査人その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

一 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

二 法人の役員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制及び運用についての意見

四 法人の役員等の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事が調査する書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四条第二項に規定する当該事業年度の事業報告書には、当該年度計画に定めた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第十一条之二 法第三十五条第一項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

1 法人の役員（監事を除く。）及び職員

1 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 会計監査人の監査の方法及びその内容

1 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

3 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

4 追記情報

5 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

6 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

1 正当な理由による会計方針の変更

2 重要な偶発事象

3 重要な後発事象

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。

第十七条の次に次の三條を加える。

(内部組織)

第十八条 法第五十六条之二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長又は学長の直近下位の内部組織（次項において「現内部組織」という。）として次に掲げるものであって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

1 理事

2 監事

3 石川県公立大学法人本部

4 石川県立看護大学

5 石川県立大学

2 直近七年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる内部組織であつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行つて
いる場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたも
のとみなす。

(管理又は監督の地位)

第十九条 法第五十六条の二第三号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、石川県職員の退職管
理に関する規則(平成二十八年石川県人事委員会規則第七号)第二十二條第一号に規定する職に相当するものとす
る。

(業務実績等報告書)

第二十条 法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当す
るかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行つた結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 当該事業年
度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を
行つた結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を
行つた結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正す
る。

第三条の見出しを「(県保健所長及び金沢市長の義務)」に改め、同条中「という。」の下に「又は金沢市長」を加
え、「進達」を「報告」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 九 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第三十二条第八項及び第九項」を「第三十二条第十項及び第十一项」に改める。

別記様式第十五号(裏)中「2~5」を「2~8」に改める。

別記様式第十六号(教示)3中「救済する」を「超えて引き続き一時保護を行おうとするとき」に、「知事は石川県子び福祉審議会の意見を聴かなければ」を「児童相談所長は家庭裁判所の承認を得なければ」に改め、「審判請求」の次に「若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 号

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則

石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表1の表(8)の項を次のように改める。

(8)電子部品の信頼性試験	寿命試験	24時間以下	1 測定	17,800円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 一定試験 (ア) 24時間を超え50時間以下の場合 260円 (イ) 50時間を超え200時間以下の場合 200円 (ウ) 200時間を超え1000時間以下の場合 170円 イ サイクル試験 (ア) 24時間を超え50時間以下の場合 290円 (イ) 50時間を超え200時間以下の場合 220円 (ウ) 200時間を超え1000時間以下の場合 180円
---------------	------	--------	------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表2の表(1)の項中

糸の溶剤抽出分試験	1 試料	1,780円
-----------	------	--------

糸の溶剤抽出分試験	1 試料	2,360円
-----------	------	--------

別表3の表(1)の項中「2,700円」を「4,050円」に改める。

別表13の表(2)の項中

環境槽	1時間	690円
-----	-----	------

を

環境槽(一定試験、24時間以下)	1時間	620円 24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 260円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 200円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 170円
環境槽(サイクル試験、24時間以下)	1時間	690円 24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 290円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 220円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 180円

に改め、同項に次のように加える。

高画質マイクロスコープ	1時間	1,700円
高画質マイクロスコープ(SEM使用)	1時間	2,300円
マイクロフォーカスX線透過・CT検査装置	1時間	7,440円

別表13の表(3)の項に次のように加える。

溶剤抽出分測定装置	1時間	1,610円
-----------	-----	--------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 一 号

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部を改正する規則

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則(昭和四十七年石川 県 規 則 第 二 十 八 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「入厩日の五年前の日の属する年度に属する一月一日以後に受けた家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項に規定する馬伝染性貧血に係る検査の証明書及び」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。